

## 船舶事故調査報告書

平成23年3月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年4月28日 11時30分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木崎灯台から真方位135° 7.3km付近 (概位 北緯33° 55.2′ 東経136° 19.6′)
事故調査の経過	平成22年4月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>きえい</sup> 喜栄丸、19トン AC2-5196（漁船登録番号）、有限会社喜栄丸 18.20m (Lr) × 4.30m × 1.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成14年3月26日
乗組員等に関する情報	船長兼漁ろう長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月16日 免許証交付日 平成18年10月10日 (平成24年8月15日まで有効) 甲板員A 男性 46歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、三木崎南東沖において、沖合底引き網漁の操業中、漁獲物を取り込むため、機関を中立として漁獲物の入った袋網の網尻を前部甲板付近の左舷外板に固縛し、袋網を左舷外板に沿わせて横抱き状態としていた。平成22年4月28日11時30分ごろ、船尾甲板の左右両舷のロープリールと船尾左右両舷のローラー間で束ねた状態になっていた漁網が、船体の動揺により緊張し、船尾甲板の中央左舷寄りに立っていた甲板員Aの左膝を強打した。 甲板員Aは、救急車で病院へ搬送された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：波高 約2.5m
その他の事項	船長は、沖合底引き網漁の経験は約7年で、うち船長としての経験は約1年であり、甲板員Aの漁業経験は約3年で、沖合底引き網漁の経験は約半年であった。 揚網作業中、船長は、船橋で操船及び操業の指揮をとり、甲板員Aは、後部甲板の左舷やや中央寄り、船尾方向に体を向けて作業をしていた。 後部甲板上の漁網が緊張する範囲は、船尾両舷のロープリールと船尾ローラーを結んだ範囲内であり、甲板員Aを含め乗組員は、その危険性を知

	<p>っていた。</p> <p>船長及び甲板員 A は、甲板員 A の立ち位置について、漁網が緊張した場合の危険範囲内であるが、当時の状況では漁網が大きく動くことはなく、ほぼ安全な場所であると考えていた。</p> <p>甲板員 A は、漁網が左膝を直撃し、足を払われたような状態で転倒した。</p> <p>甲板員 A の左足の外傷の状況は、ふくらはぎから太ももにかけて擦過傷があり、出血はなかったがひどく腫れた状態であった。当初の診察では、左膝下部打撲全治 2 週間と診断されたが、再診察したところ、左膝内側側副靭帯損傷、左膝蓋骨脱臼で、手術加療を含め 6 ヶ月間の入院、定期的な加療が必要と診断された。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、三木埼南東沖で沖合底引き網漁の操業中、船尾甲板の左右両舷のロープリールと船尾左右両舷のローラーの間で束ねた状態になっていた漁網が、船体の動揺により緊張し、ロープリールとローラー間の中央左舷寄りに立って揚網作業を行っていた甲板員 A の左膝に当たったものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、束ねた状態の漁網が緊張した場合の危険範囲内に立っていたものと考えられる。</p> <p>船長及び甲板員 A は、船体動揺の影響を過小に考えていた可能性があるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三木埼南東沖で沖合底引き網漁の操業中、甲板員 A が、束ねた状態の漁網が船体動揺により緊張した場合の危険範囲に立って揚網作業を行っていたため、船体動揺により緊張した漁網が甲板員 A の左膝に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>	